

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：32102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730091

研究課題名（和文） 物品運送契約における第三者の地位に関する基礎的研究

研究課題名（英文） A study on the legal position of third parties in a contract of carriage of goods

研究代表者

笹岡 愛美（SASAKA MANAMI）

流通経済大学・法学部・准教授

研究者番号：50557634

研究成果の概要（和文）：

物品運送契約において、契約規範の設定に関わらなかった第三者（荷受人や運送品の所有者）であっても、契約規範に拘束されるのか、そうであるとするならばそれはどの範囲で認められるべきなのかという問題に取り組むための基礎的な研究を行った。具体的には、世界的に運送法制の現代化作業が行われたこと、および、物品運送契約の特殊性を把握するためにその実態を理解する必要があったことから、おもに(1)各国の運送法制の調査、(2)関連する裁判例の分析、(3)運送取引の実態に関する調査を実施した。これらの作業の結果、物品運送契約に関わる第三者の中には、定型的に当事者と同視できる者と、法律上は当事者と同様の地位に置かれていたとしても、契約規範に拘束されることを認めるべきではない者が存在していることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

The problem to struggle with in this study was whether third parties in a contract of carriage of goods such as consignee and owner of the goods would be subject to contract terms that they haven't agreed or not. For the research, the following three methods were applied in order to follow up on the latest legal situation in the foreign countries, and to make clear the actual circumstance of transport activities before insisting on the specificity of the contract of carriage of goods: (1) Comparative law, (2) Case Study and (3) Survey on the actual situation of each transport industry. What became clear from these works was that there were different types of "third parties" in the contract of carriage of goods. Some third parties should be structurally subject to contract terms, while some should not be involved into contractual circle in spite of the text of law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：運送契約、荷受人、契約外の第三者

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の申請時における問題意識は、物品運送契約において、契約規範の設定に関わらなかった第三者が契約規範に拘束されるのか、そうであるとするならば、それはどの範囲で認められるべきなのかという点であった。

この問題に関しては、申請当時、とりわけ第三者である荷受人への免責約款の対抗を認めた最高裁平成10年4月30日判決(以下、「平成10年判決」)を契機として、すでに多くの先行業績が存在していた。しかし、これらの先行研究では、免責約款の第三者効、または契約の相対効原則の例外というやや抽象的な観点からこの問題が取り扱われていたように思われる。たとえば、当該第三者の同意や承認を根拠に契約当事者との同一性を認める見解、約款条項の合理性を根拠に約款の対抗を認める見解等が主張されていた。

その一方で、平成10年判決で問題となった契約が「物品運送契約」である点や当該「第三者」が物品運送契約上の「荷受人」であった点に着目し、その特殊性を意識した研究はほぼ見られなかった。そこで本研究課題では、物品運送契約の特殊性という観点から上記の問題にアプローチすることとした。

2. 研究の目的

具体的には、申請前に行ったフランス法およびドイツ法の研究に基づき、出発点として次の2つの検討課題を設定した。

第1は、物品運送契約という特殊な契約類型における一定の者については、契約締結当事者ではないということだけで、一律に「契約外の第三者」として取り扱われるべきなのかという点である。これは、一般的には、物品運送契約の構造論または当事者論と呼ばれる問題領域に属する事項であるが、これまでは意識的に議論されてこなかった。

第2は、不利益を受ける第三者自身による利益処分がない限り第三者に契約規範を及ぼすことはできないのか、それともすでに存在する私的自治の利益を制限する法理(物権法理、公序良俗、信義則、権利濫用など)が物品運送契約関係にも適用される余地はあるのかという点である。この問題に関しても、物品運送契約であることを意識した検討はこれまで行われていなかった。

本研究の目的は、これらの問題の解決に向けた一定の方向性を示すことにあった。

3. 研究の方法

上記の課題を検討するため、本研究では次の3つの手法を併用した。第1は、比較法的手法である。これらの問題の検討に際しては、フランス法における荷受人の地位論、ドイツ法における免責効の善意取得に関する制度が参考となることがすでに判明していたため、研究当初の段階では、これらに関する追加調査を実施することを予定していた。しかし実際には、両国とも本研究期間中に対象となる法文の大改正が行われたため、これらの改正内容に関する調査・分析作業を中心的に行うこととした。

次に、調査を進める中で、物品運送契約の特殊性を強調する以上は、理論面の分析と同時に運送取引の実態についての把握が不可欠であるとの認識に至った。そこで、まずは日本における関連判例の分析作業を行った(第2の手法)。さらに、物品運送に関する取引の現状を把握するため、実態に関する調査研究を実施した(第3の手法)。

4. 研究成果

(1) 本研究期間中の成果

① 外国法調査

フランス法における荷受人の地位論に関連する中心的な規定は、商法典 L. 132-8 条である。本条では、「荷受人 (destinataire)」は第三者ではなく物品運送契約の「当事者」とされている。商法典 L. 132-8 条に関しては、1998 年改正以降、その射程や意義に関する複数の判決が現れているが、これら进行分析する作業の大部分はすでに申請前に行っていた。本研究期間中は、おもに 2005 年以降の判例・学説の状況について分析を行った。この作業の前提として、まずは商法典 L. 132-8 条を含む 2000 年フランス商法典に関する調査研究を実施し、成果を公表した(雑誌論文①)。

さらに 2010 年には、それまでは別個に規律されていた運送に関する法規範を一つの法典に集約した「運送法典 (Code des transports)」が成立したため、商法典および 2010 年運送法典を含めたフランスにおける運送法制を包括的に調査した(その他①)。この作業によって、運送取引に関する各論部分の状況だけでなく、法典の編纂方式および各種運送に関する事項の規定方法についても理解することができた。たとえば、日本には国内航空運送に関する私法規定が存在せず、立法上の課題となっているが、フランスでは、国際航空運送に関する条約の体制を国内航空運送にも伸長するという枠組みが採用されていることが分かった。

同様に、ドイツ法に関しても、2004 年から海商法の改正作業が始まっており、2009 年に

は専門家委員会によって海商法改正草案が提出されていた。そこで、まずは改正の動向を調査する作業を行った。なお、改正法案は2013年2月に連邦議会を通過し、4月に公布されている。したがって、本研究期間中の研究の成果は、今後改正法の紹介という形で公表される予定である。

②判例分析

判例分析の対象として、物品運送契約において契約外の第三者との関係が問題となった近時の裁判例3つを取り上げた。【1】再傭船者から、直接の契約関係にない船舶所有者に対して訴訟が提起された事案に関するもの（ノーザン・エンデバー号事件。東京地裁平成18年10月31日判タ1241号338頁。雑誌論文③）、【2】契約上の「荷受人」が、直接の契約関係にない船舶所有者に対して賠償請求を行ったもの（ジャイアントステップ号事件。東京地判平成22年2月16日判タ1327号232頁。雑誌論文②）、【3】傭船契約上の当事者が、船荷証券所持人として運送契約上の運送人の責任を追及するもの（ホワイト・フジ、ホワイト・コーワ号事件。東京地判平成23年7月15日判タ1384号270頁。雑誌論文⑤）である。

【1】の事件における主たる論点は、当該訴訟について日本の裁判所に国際裁判管轄が成立するかどうかという点であったが、その中で、船舶所有者と再傭船契約上の荷主との間に契約に準ずる寄託関係（bailment on terms）が成立するかどうか問題となっている。【2】【3】の事案では、状況はやや異なるものの、契約当事者間で設定した契約規範または当事者関係に適用される法規範を、契約外の第三者に対しても対抗することができるのかどうか争われていた。

これらの判例の分析を通じて、物品運送契約においては、運送契約上の荷受人や、船荷証券が発行された場合の傭船契約の当事者のように、実態としては、構造的に「当事者」とほぼ同視できる第三者の類型が存在することが明らかとなった。その一方で、【2】の事件の検討によって、証券上で一方的に「荷受人」として指定されていただけで、契約規範に拘束される荷受人（【2】の事案では、国際海上物品運送法20条の2第1項の「荷受人」）に該当するわけではないとの認識にも至ることができた。

③実態調査

本研究期間中の2012年8月から、法務省の委託に基づき、運送取引の実態に関する調査研究を実施した。法務省では、2014年以降、現行商法（運送法）の見直しを行うことが予定されており、本調査はその準備作業として、わが国で行われている運送取引の私法的な

側面（運送人の責任、荷受人の地位、他の運送業者との関係など）を調査するというものであった。調査の対象となったのは、ほぼすべての貨物運送業（トラック、鉄道、内航、外航、国内航空、国際航空、各種利用運送）および旅客運送業（バス・タクシー、鉄道、海上、航空）である。

調査の手法としては、まず複数の企業に対し、質問票（各運送手段に共通すると思われる定型的な質問事項を記載したもの）を送付し、回答を収集した。その後、書面調査では実態の把握が困難であると考えられた領域に関しては、ヒアリング調査を実施することとした。最終的な報告書を執筆する段階では、「貨物自動車（トラック）運送」に関する部分を担当した（その他②）。

本研究課題との関連では、本調査によって、運送契約上の荷受人の位置づけ、荷送人との間の権利の競合の実態、所有者からの賠償請求の有無、利用運送の場合における実行運送人と荷主との関係などの点について、現状を把握することができた。また、調査の結果判明したことは、商法が荷受人に割り当てている権利および義務が、現状とは一致していない場合が少なからず存在するという点であった。たとえば、商法582条2項では、荷受人からの運送品引渡請求によって荷送人の運送品処分権が消滅する旨が規定されている。しかし実際には、運送手段を問わず多くの運送企業において、荷受人からの処分権行使に従うことは非常に稀であり、荷受人から指示があった場合でも、再度荷送人側に了解を得ているという実態が明らかとなった。また、荷受人が留保なく運送品を受け取った場合に運送人の責任が消滅するというルール（商法588条1項）は、いずれの運送手段においてもほぼ機能していなかった。

④その他

本研究期間中は、2008年に成立したロッテルダム・ルールズ（「その全部又は一部が海上輸送である国際物品運送契約に関する条約」）に関連する基礎的な研究を行った。ロッテルダム・ルールズは、荷受人の運送品引取義務（43条）を定めるなど、現代における物品運送契約法として非常に進歩的な内容を有している。研究期間中は、2011年11月に開催された、シンポジウム「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」にパネリストとして参加し、プログラムの1つであるワークショップの事前準備作業も担当した。その後、ロッテルダム・ルールズに関する著書（Michael F. Sturley, Tomotaka Fujita and Gertjan van der Ziel, THE ROTTERDAM RULES）につき、書評を執筆した（雑誌論文④）。本書の著者は、万国海法会（CMI）および国連国際商取引法委員会

(UNCITRAL)においてロッテルダム・ルールズの起草に携わった人々であり、本書は、ロッテルダム・ルールズに関する単なる概説書ではなく、立法資料に準ずる位置づけのものである点を紹介した。

運送法の改正に関しては、2011年6月から2012年2月まで「商事法（運送関係）勉強会」に参加し、各国の運送法制について調査・研究を進めた（その他①は、本勉強会での成果である）。さらに、2012年8月からは「運送法制研究会」のメンバーとして運送法の改正に向けた作業に参加している。

加えて、海商法改正を実現したドイツから今後の改正に向けての示唆を得るため、2013年3月、ドイツ・ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法および国際私法研究所において、日本における改正の状況と今後の課題を報告した（学会発表①）。その後、本報告に呼応する形で、ドイツ海法会会長Dieter Schwampe氏によるドイツの海商法改正に関するセミナーが、日本・東京大学で開催されている。

(2) 今後の展望

本研究期間中は、本研究課題が対象とした運送契約法に関しては、世界的に現代化に向けた動きが活発化しており、まずはこれらの改正を調査・分析することが不可欠なものとなったこと、および、物品運送契約の特殊性を強調するためには、まずその実態を把握する必要があったことから、おもにこれらの点に関する調査研究活動を行った。その結果、すでに記載した通りの成果を収めることができた。しかし同時に、本研究課題が取り扱った問題について具体的な結論を導き出すためには、より一層の調査・検討が必要であることも判明した。今後は、本研究期間中の成果を基礎に、外国法および実態に関する調査を継続して行う必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

①笹岡愛美「フランスにおける『商法典』」NBL935号、査読無、59-69頁、2010年

②笹岡愛美「国際海上物品運送法 20 条の 2 第 1 項にいう『荷受人』の意義—ジャイアントステップ号事件—」法学研究 84 卷 8 号、査読無、103-123 頁、2011 年

③笹岡愛美「再傭船者から船舶所有者に対して提起された損害賠償請求訴訟についての国際裁判管轄（ノーザン・エンデバー号事

件）」流経法学 11 卷 1 号、査読無、131-161 頁、2011 年

④笹岡愛美「〔書評〕 Michael F. Sturley, Tomotaka Fujita and Gertjan van der Ziel, THE ROTTERDAM RULES」海法会誌復刊 56 号、査読無、227-233 頁、2013 年

⑤笹岡愛美「積付不良に基づく堪航能力担保義務違反とフリーイン条件の対抗可能性（ホワイト・フジ号、ホワイト・コーワ号事件）」法学研究 86 卷 3 号掲載予定、査読無、2013 年

〔学会発表〕（計1件）

①Manami Sasaoka, Reform of Transport Law in Japan, New developments in company and transport law in Japan, 2013. 3. 11, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg, Germany

〔図書〕（計1件）

①笹岡愛美「第 17 講 運送営業」北居功＝高田晴仁編『民法とつながる商法総則・商行為法』、査読無、306-332 頁、商事法務、2013 年

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

①笹岡愛美「フランスにおける運送法制」公益社団法人商事法務研究会『商事法（運送関係）勉強会 報告書』、35-72 頁、2012 年

②笹岡愛美「第 1 章 貨物自動車運送」公益社団法人商事法務研究会『運送取引の実態についての調査研究業務報告書』（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00126.html）、7-30 頁、2013 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

笹岡 愛美 (SASAOKA MANAMI)
流通経済大学・法学部・准教授
研究者番号：50557634

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし